

くらし安全安心だより

原野商法の二次被害の相談急増！

～雑木林を売却したはずが、別の原野を買わされた～

【相談事例】

宅地建物取引業の免許を持つ業者から、電話で何度も、昔両親が 400 万円で購入した**雑木林の売却**を持ちかけられた。断ったが「約 5000 万円で買い取る」と言われ根負けし、会って話を聞いた。「**他の土地と一緒に購入すれば節税になる**」「**購入費用は後で返す**」などと説明され、よく分からなかったが、**買い手のつかない土地が売れるなら**と思い、約 400 万円支払って契約書にサインした。しかし、いつまでも**購入費用は返金されず、業者とは連絡が取れなくなった**。契約書を確認すると、雑木林を 1200 万円で売り、原野を 1600 万円で**購入する契約**となっていた。

(60 歳代 女性)

【アドバイス】

★過去に**原野商法**（値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林などの土地を、将来値上がりするかのように偽って販売する手口）の**被害に遭った人や、それらの土地を相続した人に、「土地を高く買い取る」と持ち掛け、言葉巧みに売却額より高い値段の新たな土地も一緒に購入させる二次被害の相談が急増**しています。

★「**土地を買い取る**」「**お金は後で返す**」などと言われても、**きっぱりと断り、絶対にお金を支払わないように**しましょう。

★宅地建物取引業の免許があっても、**悪質な勧誘を行う業者もいるので、注意が必要**です。

★さらに、同様の業者と思われるところから、**被害回復をしてあげると言われ、手数料として高額な料金を請求され支払ったという被害**も出ています。

★一度**お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難**です。不審に思ったら、消費生活センターに相談ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前 9 時～午後 4 時

(☎ 2 3 - 5 8 0 0)